

## 船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について

### 1. 背景

H5N1型鳥インフルエンザに人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生直後から、まん延防止策を迅速に実施できるよう、新型インフルエンザとなるおそれの高い鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とすること等を趣旨とした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正が予定されていることから、船員についてもこれを受けた措置を行う必要があるため、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）及び船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「労安則」という。）について所要の改正を行うこととします。

### 2. 概要

#### (1) 船員法施行規則の一部改正

船員法第83条により、船舶所有者は、船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない船員を乗り組ませるはならないこととしており、規則第55条及び第2号表により、同表第1号に掲げる特定の伝染病にかかっている者は、当該証明に係る健康検査に合格できないこととしています。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が上記のとおり改正されること等から、規則第2号表第1号に掲げる当該伝染病について、鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を追加する等の改正を検討しています。

#### (2) 船員労働安全衛生規則の一部改正

労安則第41条において、船舶所有者は別表第1に定める伝染病が発生又は発生するおそれのある地域へおもむくときは伝染病の予防措置を講じなければならないこととしています。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が上記のとおり改正されること等から、労安則別表第1に鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を追加する等の改正を検討しています。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年	5月中旬
施	行	平成20年	5月下旬（改正法施行日）